

○経済産業省告示第六十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

一 特定社会基盤事業の種類

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二 特定社会基盤事業者の名称

秋田由利本荘オフィスアウインド合同会社

三 変更前の住所

秋田県秋田市中通五丁目一番五十一号

四 変更後の住所

秋田県秋田市中通二丁目三番八号

五 変更年月日

令和八年五月一日